

# 情報化社会における中間組織と公共性，そして 制度に関する覚え書き：

2020年コロナ禍に直面した社会を考える

辻 智佐子・辻 俊一・渡辺 昇一

## 要 旨

本稿は、情報化社会における中間組織と公共性、そして制度に関する「覚え書き」として、まずベラーらが著した『善い社会』での論点を参照しながら従来の議論を振り返り、今後の課題を整理した。次いで、2020年の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）問題は制度の変容を考える上で格好の事例を提示していることから、筆者らが所属するそれぞれの職場でのコロナ禍への対応や業界の変化について、中間組織、公共性、制度をキーワードに検討した。その結果、既存の中間組織が機能不全に陥っていることが今回のコロナ禍によってより鮮明になったこと、コロナ禍をきっかけとした様々な変化の方向性が「善い社会」に向かうか否かは不透明であるが、「善い社会」に向かうためにはそれぞれの中間組織が主体的に関与していく必要があること、そして「大きな社会」で民主主義を実現していくためには、中間組織を介して異種の制度の間に活発な対話を生み出すこと、を結論として述べた。

キーワード：情報化社会、中間組織、公共性、制度、ベラー、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）

## 1. はじめに

2020年は、東京2020オリンピック・パラリンピックが開催される年であった。第32回夏季五輪の開催地が東京に決まった2013年9月から国を挙げて着々と準備が進められてきた一大イベントであるが、2020年3月24日に延期が決まった。延期の理由は世界規模で拡大した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）問題であるが、五輪史上、延期になったのは初めてである。

中止になったケースはあるが、いずれも戦争が原因であった。五輪の事例で見ると、疫病と戦争は、人・モノ・カネの膨大な資源を投入する世界的なイベントでさえ変更を余儀なくさせ、またわれわれの日常生活にも大きな影響を及ぼす。

情報化社会において起こった今回の新型コロナウイルス感染症問題は、われわれの日常生活に様々な場面で変化を引き起こし、既存の制度に対して見直しを迫っている。有事に対する臨機応変な対応は生きるために必要であり、そのための制度変化は急を要するものであるが、ヴェブレンが述べたように、制度は事象に遅れて設計される。しかし、このたびの不測事態に対する早急な対応を技術的側面から支える環境が、現在の情報化社会にはある程度整備されている。そこで本稿は、「覚え書き」として、まず『善い社会』での制度論を参照しながら、われわれの従来の議論を振り返って追究すべき課題のポイントを整理する。次いで、筆者らの所属する職場でのコロナ禍への対応や業界における変化などについて言及し、情報化社会の中間組織と共同体、そして制度について考えてみたい。

## 2. 情報化社会における社会構造の変容と課題

### 2.1 研究の経緯

われわれが一連の研究をとおして目指しているものは、1つに情報化社会における社会構造の変容とはどのようなものなのかについて明らかにし、2つにその変容にいかに対応し、どのような社会を構築するのかについて提案を行うことである。インターネットなどの通信技術の進展やコンピュータ利用の普及、情報産業の発達などは、産業革命以来の工業化社会からの脱皮と情報化社会への移行を促し、社会構造の変容を徐々に後押ししてきた。

社会構造を定義する作業は容易でないが、社会構造の基礎をなす個人の行為に係るキー概念として「相互行為」「コミュニケーション」「価値観」「社会規範」をとり上げ、拙稿で議論してきた。これらの関係性を簡単に述べると、相互行為の手段が言語・非言語のコミュニケーションであり、相互行為を行う個人の行為に判断基準を与えるのが価値観であり、また個人の行為に指針と規則を与えるのが社会規範であり、価値観と社会規範は反復的かつ継続的に行われる相互行為をとおして形成される（辻他 [2009] 46-49 頁）。われわれが引用してきた理論では、まずパーソンズは、社会構造を一つのシステムとして捉え、システムの要素を個人と個人との間で行われる相互行為あるいはコミュニケーションに置き、社会構造は価値と規範によって支えられると考えた。次にジンメルは、相互行為は言語を含むシンボルを用いたコミュニケーションであり、個人の行為は制度化された社会関係によって拘束されるため、つまり社会化されるため相互行為の様式は相対的に変化せず、個人の行為あるいは相互行為は価値や規範によって左右されると論じ

た。そしてウェーバーは、個人の行為が他者の行為に影響を及ぼすことで社会的行為となり、個人の行為には手段や目的を含む主観的な意味が必ず含まれると述べた（辻他 [2006] [2009]）。

こうした理論を踏まえると、個人の行為を左右するのが価値観ということになるが、個人の価値観は帰属する社会システムにおいて制度化された価値観や価値基準によって拘束を受け、個人の価値観の形成過程において主に言語を用いた個人と他者とのコミュニケーションが重要な役割を果たす。そして、規範は、価値と同様に相互行為をとおして社会化された個人によって共有され、個人の行為を拘束するとともに社会を統制する機能を持ち、規範も主に言語を用いた個人と他者とのコミュニケーションを媒介にして成立する。コミュニケーションは、社会の基礎的過程であり、個人と他者とのコミュニケーションなしでは社会構造も価値も規範もない（辻他 [2006]）。

工業化社会、情報化社会のいずれも、社会構造の基礎をなすのは個人の行為に変わりはないが、情報化社会では社会構造を理解するキー概念の一つであるコミュニケーションの様式が大きく異なってくる。それゆえに、情報化社会では以下のような個人の行為に係る特徴を理解しなければならない（辻他 [2009]）。

- ・主に言語を介した個人の行為は、インターネット上では、同時発生的かつ無限に開かれており時空を超える。
- ・インターネット上では、相互行為による個人の行為の抑制が効力を失う傾向がある。
- ・インターネット上の情報伝達には、「即時伝達性」「大量伝達」「情報発信者の存在」「インターネット利用における制限」の4つの特徴がある。

情報化社会におけるコミュニケーションの特徴を理解した上で、われわれはインターネット・コミュニケーションの持つメリットとデメリットを考え、「東芝問題」の事例からインターネット・コミュニケーションのメリットを生かした新たな制度設計を行う必要があることを指摘した（辻他 [2010]）。この作業の過程で「公共性」の問題に着目したわけだが、公共性問題についてはハーバーマスの「公共圏」理論を支柱に置きながら、公共性問題について考察した。そして、情報化社会における公共圏の実現を自律した個人に求めるのではなく、自律的な中間組織に求めることを提案し、インターネットを介したコミュニケーションが中間組織の形成と活動の促進に役立つのではないかと考えた。インターネット・コミュニケーションによる新たな公共性の可能性の模索であり、それを担うのが中間組織なのである（辻他 [2011]）。

「東芝問題」の議論をとおして民主的な制度設計の必要性について触れたが、例えば2003年5月に成立した個人情報保護法のような、情報技術の発展による諸問題への対応としてにわかに湧いてきた国の法制度は果たして皆の利益に敵うものであるのか、という問いは議論されてしかるべきである。制度設計のプロセスに注目した個人情報保護法の事例では、プライバシーの権利を保護するために第三者機関の設置が不可欠であり、また民主的社会における制度設計のプロセス

で個人の交渉力を高めるには中間組織の存在が重要になることを述べた（辻他 [2015]）。その後、中間組織の一つである教育機関を事例に挙げて、情報教育やキャリア教育をめぐる制度や政策について検討し、従来の制度設計のあり方では「社会の情報化」に十分に対処できなくなっていること、少なくとも情報教育については教育現場の自由な発想と柔軟な対応に委ねるべきであり、制度設計そのものが広く地域社会や人びとに開かれたものでなければならないことを論じた（辻他 [2017]）。

概して、情報技術の進展は日進月歩であり、そのスピードに制度が追いついていないのである。現代社会の抱える主要な問題の一つが制度問題であり、社会構造の変容に対して多くの制度が機能障害を引き起こしている。われわれは、その理由を探るにあたりヴェブレンの制度論に注目した<sup>1)</sup>。ヴェブレンの解釈を引用すると、情報技術革新によって制度変化の必要に迫られている現代社会では、思考習慣である制度は過去を引きずり累積的にしか変化しないため、制度の機能障害が生じているということになる（辻他 [2019]）。

次項では、これまでの研究の経緯を押さえた上で、今後のとり組むべき課題をベラーらによる『善い社会』をとおして整理したい。ここで『善い社会』を引用する理由は、ベラーらが制度の観点から個人と社会の関連性を見出し、個人の自由で共同善に向けられた社会参加を実現するための中間組織（『善い社会』では共同体）に着目しているからである。高度情報化時代において目指すべき民主的な社会の構築に必要なのは、共同善を目指す自律した中間組織である。そして、こうした中間組織の活性化を図るための制度は、中間組織を介した個人の自由な社会参加によって実現される。制度は先験的に存在するのではなく、個人や社会によって創造されるものである。

## 2.2 『善い社会』における提言と今後とり組むべき課題のキーワード

ベラーらは、『善い社会』で制度について論究しており、制度をとおして目指すべき社会の実現に向けた提言を行っている。ベラーらは、「制度こそ、人が個人となるのに必要な場を提供するものであり、私たちが抑制するだけでなく支援するものであり、また、私たちの個性を試す敵対的な闘争の場ではなく個性を形成するのに不可欠な源泉」（ベラー他 [2009] 4頁）であり、「法とモーレス（習律）—非公式的な慣習・習慣—の内に埋め込まれ、またそれらによって強制される規範的な型」であるとしている（ベラー他 [2009] 9頁）。加えて、「私たちが展開した理論的展望によれば、現社会の制度的布置は、社会学的な『必然』ではない。それは、批判的反省や重大な改革の余地のある、歴史的な偶然である。私たちの提言は、社会の制度的多様性を利用することである」（ベラー他 [2009] 308頁）と主張する。そして、『善い社会』が執筆された目的の一つは、「異種の制度のあいだに活発な対話を生み出すこと、そしてそれを可能にする実践理性（すなわち道徳的理性）を培うこと」（ベラー他 [2009] 309頁）であり、筆者らが着目し

てきた中間組織と公共性と制度を結びつける議論として示唆的である。情報技術の進展による社会構造の変容が制度の機能障害を惹起させている現状を改善し、情報化社会の特質を生かして制度を介した民主的な社会の形成を目指すには、ベラーらの制度論は傾聴に値するものであり、一つの選択肢でもある。

では、ベラーらは「善い社会」と「制度」をどのように捉えたのか。「善い社会」とは、「多様性の大きな広がりがあることを認め、その多元的な諸々の共同体から資源を引き出すことで、全体の善に必然的に関わるような事柄を見分けていこうとするもの」であり、「民主的参加の拡大と制度の説明責任の拡大、個人や集団の搾取的な構造を和らげ、誰もが社会の善に参加できるような共存共栄の関係、および世界の平和」である（ベラー他 [2009] 7頁）。そして、「善い社会」の必須の条件として「自由」を挙げており、「自由は、諸制度の内に存在し、諸制度によって保証されるというのでなければならない。また、自由は、私たちの生に影響をあたえる経済上・政治上の諸決定に参加する権利を包含するもの」でなければならないとしている（ベラー他 [2009] 8頁）。

「善い社会」を実現するためには個人の行為と個人の行為を左右する価値観が大きく関わってくるのは言うまでもないが、ベラーらが批判している対象はアメリカの「産業社会」であり、その社会に生活する個人に欠けているのが「私たちは他者ととも生を営みながら、言葉と行動を通じて、この生を可能にしている諸制度を不断に創造し、また再創造しているという自覚」だと言う（ベラー他 [2009] 10頁）。ベラーらの定義では、産業社会とは「国家規模・国際規模での組織化、都市化、科学の勃興と専門化の進行、近代的大学とマスコミをとともう新たな産業経済」（ベラー他 [2009] 311頁）である。しかしながら、「経済や国家の大構造に市民がより大規模に参加する必要がある」（ベラー他 [2009] 5頁）とは言うものの、すでに「大きな社会」になっている現在において、個人がいかにして様々な制度設計のプロセスに参加できるのだろうか。「大きな社会」とは、ベラーらの言葉を引用すると、世界規模における分業の拡大と市場経済の進展によって形成された社会のことである。制度設計に個人が直接関与することは、「大きな社会」においてはかなり至難の技である。その点はベラーらも認識するところであり、「大規模な制度を理解するのは、複雑で困難なことではあるが、そうした理解は深めることができるし、また深めなければならない。また、大規模な制度は、市民の行動に応じるものであり、全世界的な世論の影響に服すもの」であり、「知的な世論と公共的参加によって統治される民主主義という近代の理想を、私たち自身の社会において回復することには意味がある。（中略）私たちの同胞市民に『飛び込む（社会参加する）』ように懇願するだけでは確かに不十分である。そうした社会参加を可能にし、それを鼓舞し、それを十全な、積極的なものにする諸々の制度を創造しなければならない」（14頁）と主張している。

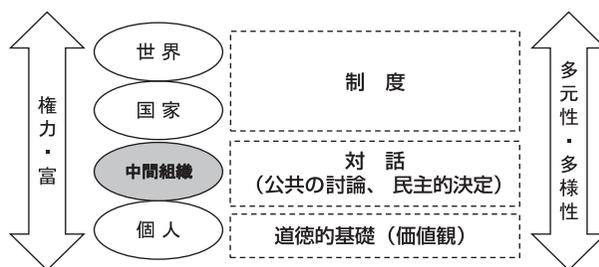


図1 制度に関する概念図

実際にこれを遂行していくためにはどのような制度が必要なのだろうか。図1は、ベラーらの制度に関する概念に、筆者らの問題関心を絡めて図にしたものである。制度は各時代を映す鏡と言えるが、制度変化のプロセスで市民による複眼的な活発な対話の重要性を唱えるベラーらの社会参加型制度設計においては、まず個人の価値観である道徳的基礎があり、個人が直接参加する多種多様な社会がある。この社会を筆者らは中間組織として位置付けている。そして、その上に国家があり、さらにグローバルな世界が広がっている。日本は法治国家であり名目的には国民の意思によって制定されるのが法であるが、前出の個人情報保護法をはじめ特定秘密保護法（2013年12月成立）や安全保障関連法（2015年9月成立）などの昨今の事例を見ると、国民で十分な議論が重ねられた結果の国民の意思によるものだとは言い難い<sup>(2)</sup>。

そうなる理由の1つに、国民一人ひとりの意識の問題がある。図1のように、制度を創造する土台にあるのが個人の価値観である。この価値観についてベラーらは、産業化以降に醸成されたロック的個人主義<sup>(3)</sup>を批判しているが、共同善を目指す活動に個人が無関心なのである。従って、公共の討論も民主的決定もなく、国会や内閣の閉ざされた空間で法律が成立する。2つに、現代社会が「大きな社会」だからである。社会があまりにも複雑化しすぎて個人が関与するには相当な能力と労力を必要とする。グローバル化された市場ルールのもとで分業の発達した現代社会においては、小さな共同体に住んでいてもライフラインの確保や食糧の調達でさえ複雑なしくみに依存するしかないし、日常生活を送りながら環境問題や貧困問題など社会問題に対して関心を寄せ行動を起こす余裕はほとんどない。つまりは3つに、産業化以降の「技術革新は、労働や経済生活、そして国家の制度的構造の全体に影響をおよぼすような、長期にわたる複雑な変容の過程」を招き、「経済的・社会的秩序の枠組みが発達」（ベラー他 [2009] 59, 61 頁）したことである。制度が権力や富にかなりの程度依拠するようになったのは、経済優先の制度設計が行われてきたためである。しかし、こうした難問を解決するためには、言い換えれば、社会参加型の制度設計を実現するためには、個人の問題意識を高めるための共同善の獲得を目指す公共的な中間組織の存在が重要であり、また中間組織の活動をより活発化させるための制度を構築する必要がある。

ある。

中間組織は、国家と個人の間にある公共的役割を担う組織であると定義できるが、共同善を目指す個人の自由な社会参加の実現という視点に立てば、消費者団体やNPO、地域のコミュニティなど法的規制や国家的保護から比較的距離のある中間組織のみならず、以下の事例でとり上げるテレビ放送局や教育機関、法曹界など法的規制下にある中間組織も考察の対象に入れるべきであろう。なぜなら、法的規制に影響を受けやすい中間組織であっても日々の活動の中で様々な意思決定し行動しており、既存の法制度に服従するのではなく変革に向けた行動も提案もできるからである。この点は『善い社会』で述べられている「自覚」の部分である。加えて、情報化社会における中間組織を考える際に、その実態を社会構造の変容と関連付けてどう把握できるかを吟味することが重要だからである。われわれは、本稿において社会学理論の中間組織の今日的な姿や意義を論じるのではなく、現代社会のどのような構成体がどのように公共的役割を担いながら事態が推移しているのかを捉えていこうと考えている。中間組織がその機能を十全に果たしうるかは、特に今日においては事態がどんどん動いており、従来の物差しでは測れない。国家と社会の在りようが揺らぐ時代において、様々な人間集団の営みが社会の動きや在り方を規定する状況が見受けられるとき、中間組織を従来よりも幅広く考えることによって多様な社会構成体が持つ公共的役割や社会変化の兆しを捉えることができる。

ヴェブレンは、制度変化の外的要因は技術革新だと述べたが、人間の生命を脅かすような危機は即時的な外的要因となり得る。今回の新型コロナウイルス感染症問題がそうであり、現在の情報化社会においてより鮮明となった。また、ベラーらが制度を論じる際に対象としたのは工業化社会であるが、『善い社会』の執筆から30年が経過している。この30年間の技術革新は目覚ましく、工業化社会から情報化社会へと移行した。工業化社会の社会構造を保持しながらもその内容に変化が生じているのは事実である。

以上のことを念頭に置きながら、次節では筆者らの職場組織を事例にとり上げ、「中間組織」「公共性」「制度」をキーワードに新型コロナウイルス感染症問題によって何が変わりつつあり、何が変わらないままなのかについてまとめてみたいと思う。

### 3. コロナ禍による制度変化と中間組織

#### 3.1 テレビ放送

ベラーは、「大きな社会は、多様化ではなく均質化をもたらす」と指摘し、「今日、私たちにもっとも影響力のある文化的制度は、テレビと大衆化した高等教育である。それらは、文化の多様化の苗床ではなく、単一化の推進者となっている」（ベラー他 [2009] 324 頁）と述べている。つ

まり、現代社会においてテレビ放送が、一見多様に見えつつ実際には均質な社会を作るという“文化の単一化”をもたらす制度だとしている。ベラーの見解の妥当性には議論すべきところがあるが、現代の民主主義社会においてテレビ放送が公共コミュニケーションを担う中間組織として機能していることを端的に指摘していると言える。本節では、コロナ禍におけるテレビ放送の動向をスナップショット的にせき止めつつ、放送事業の制度設計を振り返りながら、コロナ禍を契機とした変化の方向性を考える。また時系列でインターネットによるコミュニケーションが社会全体で幅広く活用される事態を追いながら、情報・言論空間の制度の在りようをめぐって、営利事業を行う幅広い民間企業も議論に参画する姿を俯瞰する。

#### a) コロナ感染拡大とテレビ視聴

2020年の年明けから新型コロナウイルス感染症に関する報道がテレビ放送でも取り上げられるようになり、日本国内で最初に社会的に注目され大きく取り上げられたのは、横浜港大黒ふ頭に停泊していたクルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」での感染状況に関する情報であった。しかし、まだその時点では特定の場所の現象に対する関心にとどまっており、テレビ視聴行動に大きな変化は見られなかった。その後、日々公表される新型コロナウイルス感染症の感染者数が増加し始め、行政が感染拡大危機を強く表明しはじめた2月後半から社会全体に不安感が広がり、外出自粛や学校の一斉休校要請が行われた。人々の在宅時間が増加する中、3月以降はテレビ視聴量が前年を大きく上回るようになった。

表1によると、4月の緊急事態宣言発出から5月の大型連休にかけて、比較的若い世代を含めて、在宅する家族でのテレビ視聴量が前年度を大きく上回る状態が続き、特に感染者が多く外出規制が他地域よりも長く続いた関東地区のテレビ視聴量が増加した。5月25日に緊急事態宣言が全国で解除された後は、徐々に前年と同程度の視聴量に戻っていった（ビデオリサーチプレスリリース [2020]）。

テレビ視聴の増加は、社会全体の活動が規制されるという非日常的状态の中で、テレビ放送が在宅者向けの情報伝達や文化的生活の維持確保など、マスメディアとしての機能を果たしていた

表1 4・5月のテレビ視聴の増加率〈月平均6-24時 総世帯視聴率（HUT）の2019年同時期比〉

（単位：％）

	札幌	仙台	福島	関東	新潟	静岡	名古屋	関西	岡山 香川	広島	北部 九州
4月	108.7	109.0	116.3	119.2	111.9	115.0	113.5	115.5	107.2	106.7	114.5
5月	108.9	106.5	112.8	114.3	109.5	111.6	110.2	109.6	103.4	102.6	109.3

出典：ビデオリサーチ「コロナ禍で変化し続けるテレビ視聴と視聴スタイル：地域比較で見えた実態とは」(<https://www.videoor.co.jp/press/2020/200616.html>)より作成。

と見ることができる。その一方で、感染症情報としてどのような情報をどう伝えるべきか、「マスク不足報道」等の衛生用品の販売・消費情報の伝え方は的確だったか、地域の情報ニーズに的確に答えていたかなど、評価が分かれる論点も出ている。また、番組制作が困難になる中での過去番組の再放送の大幅な増加などが話題になるとともに、SNSでの情報拡散や動画配信事業者のコンテンツサービスとの競合関係があらためて注目されることとなった（野村総合研究所 [2020a] [2020b]，高橋他 [2020]）。

### b) 在京民放5社の2020年4～6月期決算とテレビ視聴

表2の2020年8月に公表された在京民放テレビ局の2020年4～6月期決算データをもとに、境治がコロナ禍での経営状況を分析している（境 [2020]）。これによれば、テレビ放送事業の広告収入ではスポット広告が各社とも前年同期比30%程度減少、タイム広告が日本テレビを除いて前年同期比10%程度減少している。コロナ感染拡大による経済活動の停滞を反映したスポット広告出稿の減少が原因であり、タイム広告は今後さらに大きな影響が出る可能性があるとしている。つまり、テレビ視聴量は増加しているが広告収入は減少しており、メディア経営はきびしい事態となっている。

境は、広告収入の分析とあわせて視聴率の動向を分析し、世帯視聴率が最も高いテレビ朝日の視聴者は高齢者が多く、世帯視聴率と個人視聴率がともに高い日本テレビの視聴者は若年や中年層が多いと指摘している。表3によると、視聴量の調査結果で家族視聴が増加しているというのは、若年・中年層を含む複数人が同居する家族でのテレビ視聴が増加しているものと考えられる。つまり、在宅時間が長くなり、同居する家族のテレビ視聴に引っ張られたことにより、家族全体

表2 在京民放各社の第1四半期広告費減少額

(単位：百万円)

		日本テレビ	東京放送	テレビ朝日	テレビ東京	フジテレビ
2019年度 第1四半期	タイム	29,394	21,122	20,777	11,927	21,879
	スポット	30,985	21,218	22,869	6,482	23,796
	計	60,379	42,340	43,646	18,409	45,675
2020年度 第1四半期	タイム	29,070	18,965	18,567	10,362	19,636
	スポット	19,647	14,131	15,206	4,594	15,400
	計	48,717	33,096	33,773	14,956	35,036
減少額	タイム	△ 324	△2,157	△2,210	△1,565	△ 2,243
	スポット	△11,338	△7,087	△7,663	△1,888	△ 8,396
	計	△11,662	△9,244	△9,873	△3,453	△10,639

出典：各社の2020年度第1四半期決算資料より作成。

表3 「映像の見方別」のコロナ感染拡大前と比較した「現在」のメディア視聴時間

	全体平均 (N=3098)	家族視聴 (N=796)	個人・友人視聴 (N=232)
無料の放送（地上波・BS放送）	46%	65%	48%
有料の放送（ケーブルテレビ、CS・BS放送）	7%	9%	14%
無料の動画配信・共有サービス（TVer, GYAO!, AbemaTV, YouTube, ニコニコ動画等）	37%	44%	59%
有料の動画配信サービス（Amazon プライムビデオ, Netflix, Hulu 等）	19%	21%	35%
レンタル・販売されているDVD/Blue-ray	7%	11%	16%

出典：野村総合研究所「テレビ放送の役割変化：情報源としての位置づけ低下と家族メディアとしての回帰～新型コロナウイルス感染拡大による消費者の行動変容がICTメディア・サービス産業に及ぼすインパクトと対応策(2)放送・メディア～」(<https://www.nri.com/jp/keyword/proposal/20200519/02>)より作成。

の視聴量が増加した結果と解釈することができる。

先ほど触れた野村総合研究所の調査では、無料の地上波放送・BS放送では家族視聴が多いものの、有料のケーブルテレビやBS放送やインターネットの動画配信・共有サービスでは個人・友人視聴の方が多い。今回のコロナ禍では、家族そろって無料のテレビ放送を視聴するスタイルと、個人の嗜好で個別に視聴するスタイルが並存して、テレビ視聴がともに増加したと考えられる（野村総合研究所 [2020b]）。

テレビ視聴量が増加すること自体はマスメディアとして重要であるが、視聴量の増加がそのまま広告収入につながらず、今後広告出稿量が増加しないまま在宅時間の減少にともなってテレビ視聴量が減少する事態になると、メディア経営に大きな影響を与えられられる。

### c) テレビ放送事業の経営状態推移とコロナ禍

表4から表7は、テレビ放送事業の経営状態を表したものである。わが国の民間放送事業者の売上高営業利益率を見ると、地上系民間基幹放送事業者は2015年度、衛星系民間放送事業者は2016年度をピークに翌年度以降低下している。また地上系民間放送事業者の広告費も2016年度

表4 民間放送事業者の年度別売上高営業利益率

(単位：%)

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
地上系民間基幹放送事業者	6.5	6.6	6.9	6.7	6.2	6.0
衛星系民間放送事業者	8.9	8.7	8.4	9.8	9.6	8.4
ケーブルテレビ事業者	8.4	10.2	10.7	10.7	10.6	10.6

出典：総務省『情報通信白書』（令和元年度）、325頁より作成。

表 5 地上基幹放送事業者のうちテレビジョン放送事業者の 2019 年度収支状況

(金額単位：百万円，前年度比較増減率：%)

事業者数	売上高 (対前年度比較増減率)	費用計 (対前年度比較増減率)	営業損益 (対前年度比較増減率)
127 社	2,139,942 (△3.3)	2,039,265 (△1.7)	100,677 (△27.1)

出典：総務省「令和元年度民間放送事業者の収支状況」([https://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01ryutsu\\_09\\_02000262.html](https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu_09_02000262.html)) より作成。

表 6 テレビ単営社，ラ・テ兼営社の事業別当期損益の黒字社，赤字社

	2018 年度		2019 年度		差	
	黒字	赤字	黒字	赤字	黒字	赤字
テレビ単営社	92 社	3 社	88 社	7 社	△4 社	+4 社
ラ・テ兼営社	31 社	1 社	29 社	3 社	△2 社	+2 社

出典：総務省「令和元年度民間放送事業者の収支状況」([https://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01ryutsu\\_09\\_02000262.html](https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu_09_02000262.html)) より作成。

表 7 媒体別広告費の推移

(単位：億円)

	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年
テレビ	17,913	18,347	18,088	18,374	18,178	17,848	17,345
ラジオ	1,243	1,272	1,254	1,258	1,290	1,278	1,260
新聞	6,170	6,057	5,679	5,431	5,147	4,784	4,547
雑誌	2,499	2,500	2,443	2,233	2,023	1,841	1,675
インターネット	9,381	10,519	11,594	13,100	15,094	17,589	21,048
総広告費	19,156	19,619	19,342	19,659	19,468	19,126	18,605

出典：総務省『情報通信白書』(令和元年度) 325 頁，および電通「2019 年日本の広告費」(<https://www.dentsu.co.jp/news/release/2020/0311-010027.html>) より作成。

をピークにその後は低下している (総務省 [2020a] 325 頁)。

2019 年度の地上基幹放送事業者の経営指標を見ると，売上高は△3.3%，営業損益△27.3%，売上高営業利益率も 2018 年度の 6.0%から 4.5%へさらに低下した。個社の当期損益を見ると，赤字社は 2018 年度 4 社から 2019 年度 10 社に増加している (総務省 [2019])。2019 年度の名目国内総生産 (GDP) の成長率は+0.8%で，日本の総広告費は 8 年連続で増加 (前年比+6.2%) している中，テレビ放送事業の広告費規模が減少している。総広告費 6 兆 9,381 億円の媒体別内訳をみると，2018 年度まで第 1 位だったテレビ (1 兆 7,848 億円→1 兆 7,345 億円 (△503 億円)) がインターネット (1 兆 7,589 億円→2 兆 1,048 億円 (+3,459 億円)) に抜かれ第 2 位になっている。2016 年以降テレビ放送からインターネットに広告媒体重要度の比重がシフトした結果，インターネットが広告媒体として首位になっている。本節 b) で述べた，コロナ禍による消費行動

の変容や経済活動停滞等による広告費の減少は、インターネットへのシフトをさらに加速させると考えられる（内閣府 [2020]，電通 [2019]）。

コロナ禍はテレビ放送の内容にも大きな影響を及ぼしている。感染防止対策として社会活動全般で「非対面非接触」「社会距離拡大（ソーシャルディスタンス）」が強く呼び掛けられる中、テレビ放送の取材・制作フローも見直しが行われた。著名人の感染や死亡が大きな話題になり、取材・制作でのソーシャルディスタンス確保が進められ、多人数が集合するスタジオ収録・送数が減少した。またスポーツ競技大会やコンサートなどイベントの中止・延期により、テレビの中継・収録番組が激減した。

このためテレビ放送では新作コンテンツ制作が遅延・減少する一方、過去番組の再放送時間量が増加した。またソーシャルディスタンス確保策として、ニュースや番組の情報収集や制作・表現手段にインターネットが積極的に活用され、テレビ放送全体にインターネットコンテンツの文化がより一層浸透することとなった。ワクチンの開発や治療法の確立、感染収束により、いずれは取材・制作の制限が緩和され新作番組が増加すると思われるが、それまでの間にも人々の行動は変容を続け、メディア接触習慣やコンテンツ消費習慣も変化していくと予想されるので、従前の状態に必ず戻るとは言えない（BRIGHTCOVE [2020]）。

感染者数が増加し社会全体に感染に対する恐怖感と不安が高まる中、個人の生命や生計・生活に直結するという危機感から、居住地域など身近な生活圏の情報を迅速かつき細かく伝えられるかどうか、メディア情報を受容する側にとって重要となり、SNSだけでなくインターネット経由での情報収集やコミュニケーションが活発に行われた（野村総合研究所 [2020a]）。メディア情報を受容する側にとってテレビ放送とインターネットとの「差異感」や「仕切り壁」がより一層低く感じられるようになったと考えられる。複数のプラットフォームを切り替えながら情報を収集・拡散し、その中で政府・自治体の発信する情報への信頼性が向上した（野村総合研究所 [2020b]，APP ANNIE [2020]）。また、フェイクニュースやファクトチェックへの関心が一層高まり、感染症にセンシティブな社会状況で、価値観の変容と社会の分極化にどのように向き合うかも問われることとなる。

外出制限・自粛などで、従来の経済活動様式や個人の自由な行動が制限され、空間的移動や場の共有、他者との交流ができない事態となり、分断され孤立した環境で感染に対する恐怖や不安を感じて生活することを余儀なくされている。カミュの言葉を借りれば、「自宅への流刑」状態が、緩慢かつ長期間続いているのが“with コロナ時代”と言えよう（カミュ [1969] 105頁）。感染拡大の懸念が続く状況では先々の予定や見通しがたてにくく、経済活動の低下で事業継続や雇用、生活に影響が出ている（厚生労働省 [2020]，東京商工リサーチ [2020]）。感染拡大防止が毎日呼び掛けられることで人々の行動が「非対面非接触」型に大きく変化し、それにとまら

て生活行動が変化したことで、情報取得行動やコミュニケーション活動、さらにはメディア接触行動を変化させたと考えられる。

#### d) コロナ禍によるメディア接触習慣変化とテレビ放送に関する制度設計

本節冒頭で述べたように、ベラーらはテレビ放送を「今日、私たちにもっとも影響力のある文化的制度」に挙げている。わが国における放送事業の公共的役割は、周知のとおり放送法および関係法令で定められており、放送事業者がわが国の民主主義社会における中間組織としてどのように機能するかのフレームワークが示されている。

放送法や放送法施行規則をはじめとする放送法制は、無線局としての放送局設置に関する電波法等とあわせて、有限な電波資源を使って公共性の高い事業運営を行うよう、制度体系が構築されている。放送法第1条は「放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ることを目的」として、「国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障」し、「放送の不偏不党、真実及び自律を保障」することで「表現の自由を確保する」こと、そして「放送に携わる者の職責を明らかにすることによって、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること」と定めている。ここで言う「放送」とは、同法第2条で「公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信をいう」と定められており、伝送路による区別でメディアを定義する方法を取っている。さらに同法第3条は放送番組編集の自由を定め、第4条で放送事業者が国内放送等の放送番組の編集等における準則を定め、第5条で放送事業者に「放送番組の種別（教養番組，教育番組，報道番組，娯楽番組等の区分（中略））及び放送の対象とする者に応じて放送番組の編集の基準（「番組基準」（中略））を定め、これに従って放送番組の編集をしなければならない」と求め、日本国憲法下におけるわが国の民主主義社会のコミュニケーションに貢献して、社会の統合機能を果たすことが求められている。加えて、前述したように、放送局免許の発給手続きについては、放送番組に対する内容統制の色彩を回避する配慮として電波法により規律されている（木村 [1999] 70 頁）。

これを見ると、自立した経営による複数の事業者が、放送内容を自律的に編集して自由で多元的な言論を確保し、民主主義社会を統合する機能を果たすという制度になっている。しかし、テレビ広告費の減少で放送事業者の経営が厳しくなっているところに、コロナ禍でテレビ広告費がさらに減少したことで、テレビ放送事業の先行きが急速に厳しくなっており、制度を支える根幹に影響を与える状況になっている。コロナ禍による行動変容が人々のメディア接触習慣を変化させるとともに、メディア自体も取材・制作手段の根本的見直しと対策実施によりコンテンツが変化する一方で、インターネットによる行政を含む多様な主体による情報提供が根深く定着して影響力をさらに拡大することで、テレビ放送事業は経営が厳しくなり影響度も変化していくものと

考えられる。

特に地方民放の経営動向は、地域の情報発信力、コミュニケーション力に大きな影響を与えると考えられ、多元性の重要な要素である地域性の確保は重要な論点である。地方銀行の経営問題への制度的アプローチは、先行事例のひとつとして参照される可能性があるのではないか（日本経済新聞 [2020a]）。身近な狭い範囲の社会に関する情報が、自己の生命・財産に直結すると感じられる事態の中で、テレビ放送がどれだけ価値ある情報を発信できていたかが問われており、微細な範囲に行き渡る地域情報発信力も持ちつつ持続的な経営が可能なメディアが存立する制度たり得ているかが問い直されているとも言える。

情報発信コストの低いインターネットを活用することで、無線通信の周波数資源に依存しない情報発信行為が激増し、これまで放送メディアが一次情報源としていた行政や企業、団体の情報発信にも個人が積極的に接触するようになり、情報受容側から見ればテレビ放送とインターネットが並列化してきている。しかし、インターネットによる情報発信・受容の普及や浸透が、ただちに放送法制が放送に求めているレベルの情報環境を、インターネットで実現できているわけではない。例えば言論の多元性や、「教育」「教養」「報道」「娯楽」の4ジャンルの番組の編成によりメディアとしての機能を果たすという放送番組調和原則は、個社の努力を集積し放送事業者全体が自律的に実現しているが、インターネットのコンテンツがテレビ放送と並立する状況下では、社会全体の情報受容状態として実現する仕組みがないことになる（清水 [2016]）。さらに、言論の場の在り方と社会の分極化、フェイク情報の流通、AIやアーキテクチャーによる情報やコミュニケーションの集積・解析・制御等については多くの論者が議論し、規律の在り方が模索されている（宍戸常寿他 [2020] 317-349頁、みずほ情報総研株式会社経営・ITコンサルティング部 [2020]、MMD研究所 [2020]、Innovation Nippon [2020]）。

また、ランサムウェアやフィッシング等インターネットのサイバーリスクは巧妙化・高度化しながら増加する一方であり、インターネットで個人が情報を安全に受容できる環境をいかに確保できるかが重要な課題となっている。2020年は東京オリンピック・パラリンピックが開催される予定であったことからサイバーリスクの増大が従来から懸念されていたが、オリンピックが延期されても、コロナ禍で在宅者のインターネット利用増加で、各種のサイバー攻撃で被害が増加している（足立 [2020] 66頁）。

こうして全体を見渡すと、テレビ放送とインターネットが情報受容側にとって並列化した社会とは、コンテンツ、メディア、プラットフォームが融合して立ち現れるようになっており、その中で個人は複数のプラットフォームを、時に主体的に、またある時はナッジに導かれて切り替えながら生活する時代に入ったと言えるのではないか。オンラインゲームの「フォートナイト」がメディアやプラットフォームのような機能を果たすなど、コンテンツ、メディア、プラットフォー

ムの融合が加速度的に進行して境界線が曖昧になり、社会を構成する人々全員が容易かつ十分に理解できる水準ではなくなっている。かつて拙稿で考察したデジタル・ネットワーク化によるコミュニケーションの変容が、コロナ禍で一気にかつ社会全般で加速し、10年前には予想すらしていなかった世界を切り開いているのである（辻他 [2009]、日本経済新聞 [2020d]）。

コンテンツ、メディア、プラットフォームについて、制度で何をどの範囲でどのように規律することが必要なかが問われている時代であり、根源的な問題設定に立ち返っていると見ることもできる。放送のインターネットでの同時配信が行われ、人々にテレビが他の映像コンテンツとインターネット上で並列的に見え代替性がさらに高くなる流動的な状況の中で、市場画定や競合関係を整理しながら放送事業の在り方や制度設計の議論がより一層深まっていくと思われる（林 [2020]）。

諸外国を見ると、EUでのGDPRによるデータ保護法制による規律や、アメリカ司法省によるグーグル提訴（2020年10月20日）に見られるような競争法制による規律が始まっており、今後さらに新たな動きが出てくると思われる（日経新聞 [2020b] [2020c]）。2020年10月16日に公表されたアメリカ議会下院司法委員会の報告書では、アメリカのIT大手、Google、Apple、Facebook、Amazonがデジタル経済市場で反競争的な方法で支配力を拡大し民主主義社会への脅威となっていると指摘し、競争法制の再活性化が必要だとしている（United States House Committee on the Judiciary [2020]）。

わが国の社会構成において、言論や文化の多元性確保と社会の統合に貢献する中間組織とはどのようなものでありどのように規律していくのかを考えるプロセスと、事業体の在り方を模索するプロセスが、コロナ禍により同時並行で進んでいくと思われる。ドラッカーは大恐慌を「常態としての新しい現実」だったとし、コミュニティが大きな役割を果たしたことでアメリカ社会が「部族化した」としている（ドラッカー [2008] 350-352頁）。今回のコロナ禍のニューノーマル（新常態）で、どのような中間組織が機能し、社会構成にどのような影響を与えるのか観察していかなければならない。

今後、放送や通信、コンテンツと技術、国内と国外など、様々異なる区分やレイヤーの複数の制度を突き合わせながら、社会と技術の変化に即して社会的合意を作り上げていくことになるであろう。その中で、大きな動きが予想されるプラットフォーム規制に着目しながら、新たな秩序形成を観察していきたい（総務省 [2020b]）。ベラーの言う「異種の制度のあいだに活発な対話を生み出すこと、そしてそれを可能にする実践的理性（すなわち道徳的理性）を培う」ことが必要な時代と言えるであろう（ベラー他 [2009] 309頁）。

### 3.2 高等教育機関：コロナ禍による教育環境の変化と課題

『善い社会』では、現代社会でもっとも影響力のある文化的制度としてテレビと大衆化した高等教育を挙げている（ベラー他 [2009] 324 頁）。高等教育が「経済的・社会的秩序の枠組み」の中で制度化され、高等教育を経済的視点から捉える傾向が工業化社会以降に主流となったことが大衆化<sup>(4)</sup>の背景にある。ヴェブレンもこの点を批判しているが（ヴェブレン [2016]）、今回の新型コロナウイルス感染症問題を受けて高等教育機関ではどのような対応を迫られたのかについてポイントに絞って整理し、高等教育機関の制度上の課題について問題提起したい。

日本国憲法 26 条 1 項に「すべての国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」とあり、教育は憲法や法律で定められた制度であり、教育機関は個人と国家の間にある中間組織である。教育と公共性については多様な議論があるが<sup>(5)</sup>、ここではそれに立ち入らず、まずは新型コロナウイルス感染症問題によって高等教育機関である大学ではどのような対応を迫られたのか見ていく。

2006 年に全面改正された「教育基本法」の「大学」の定義によると、「大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする」（「第二章 教育の実施に関する基本」第 7 条 1 項）とあり、続いて「大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない」（同、2 項）とある。また、教育を担う「学校」について規定した「学校教育法」によれば、「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」（「第九章 大学」第 83 条 1 項）とあり、続いて「大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする」（同、2 項）とある。

これらの法に従えば、大学の役割は教育と研究をとおして社会の共同善に貢献することである。しかし、大学教員の実際の仕事は教育と研究の他に組織運営に係る業務がある。この業務の内容や度合いは、国公立あるいは私立、組織体制・文化などによって異なるが、特に私立大学では組織運営にビジネス的要素をとり込む現在の風潮を反映して、研究よりも入試や教務関連の業務に労力を費やされるケースはまれではない<sup>(6)</sup>。この点が共同善を目指す中間組織としての高等教育機関の役割に問題を生じさせていると考えるが、以下では教育、研究、そして業務の 3 つの側面からコロナ禍による大学の教育環境の変化について見ていく。

## a) 教 育

大学の教育は、文社系・理数系分野を問わず対面授業（面接授業）をとおして行うのが基本である。しかし、4、5月に感染者の多かった関東首都圏の大学を中心に、春学期（前期）での対面授業が難しくなり非対面授業（遠隔授業）を強いられた。非対面授業は、インターネットの普及や通信網の整備など情報技術の発達が前提にあって実施されたことは留意すべき点である。埼玉県にある筆者の所属する大学では、すべての講義・演習（ゼミ、実験、実習）科目が非対面授業となり、スポーツなどの実技をとまなう科目は「開校せず」という選択を迫られた。

非対面授業はインターネットを活用し、主にオンデマンド方式とリアルタイム方式の二通りのオンラインで実施された。オンデマンド方式ではマイクロソフト社（Stream）やグーグル社（YouTube）などが提供するサービスが使われ、リアルタイム方式ではマイクロソフト社（Teams）やグーグル社（Google Meet）、ズームビデオコミュニケーションズ社（Zoom）などが提供するサービスが利用された。いずれも世界の情報産業を牽引するアメリカの企業によるサービスである。

全面的なオンライン授業の実施は、既存の制度のもとで教育現場の弾力的な対応を不可避とした。とりわけ、「学修時間＝単位」の概念を柔軟に解釈することで不測事態を切り抜けたと言える。大学の「単位」に関する規定は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）の第21条（単位）、第22条（1年間の授業期間）、第23条（各授業科目の授業期間）、第25条（授業の方法）、第32条（卒業の要件）に記してある。要点は次のとおりである。

- 1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成する。これを標準として以下のように単位数を計算する。
- 講義と演習については、15時間から30時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- 実験、実習、実技については、30時間から45時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- 卒業論文、卒業研究、卒業制作などの授業科目については、学修の成果を評価して単位授与が適切であると認められる場合、必要な学修等を考えて単位数を定めることができる。
- 1年間の授業期間は、定期試験等を含め35週を原則とする。
- 各授業科目の授業期間は、10週または15週である。
- 授業は、講義、演習、実験、実習、実技のいずれかによって、または併用によって行われる。ただし、卒業の要件として修得すべき単位数のうち60単位を超えない範囲で、多様なメディ

アを高度に利用して教室等以外の場所で履修させることができる。

- 大学を卒業するには、4年以上在学し124単位以上を修得することが必要である。

このように、1956年以降、大学設置基準に従って「学修時間＝単位」の原則が貫かれているが、コロナ禍の影響を受けて文部科学省（以下、文科省）は各大学に2020年3月24日付で通知を出した（文部科学省高等教育局「令和2年度における大学等の授業の開始等について（通知）」）。それによると、上記で抜粋した大学設置基準の定める学修時間を各大学が確保していることを前提にして、「10週又は15週の期間について弾力的に取り扱って差し支えないこと」（4頁）とあり、また多様なメディアを活用した教室外での授業で取得できる単位の上限を60単位に規定しているが、「面接授業により得られる教育効果を有すると各大学等の判断において認められるものについては、上記上限の算定に含める必要はないこと」（6頁）が示された<sup>7)</sup>。すなわち、文科省自らが制度の柔軟な解釈を現場に求めたのである。

実際にオンライン授業での視聴時間は、学生の集中力の問題を鑑み、対面授業で確保される時間を満たしていないケースが多い。その代わりに課題の提出や確認テストの実施をとおして正規の時間を確保できるように現場で多種多様な工夫が施された。「学修時間＝単位」の下でのオンライン授業は、教員側にとっても学生側にとっても従来以上の負担のかかるものだったと言える。

既存の単位制度の壁を超えるきっかけを与えた今回のコロナ禍であるが、オンライン授業による課題はある。教員側においては、オンライン授業の準備に必要な情報リテラシーの能力が問われること、その能力が講義内容のクオリティにも影響を及ぼすことである。学生側においては、教員と同じく情報リテラシーの能力が問われること、その能力によって学修のクオリティに格差が生じることなどである。

## b) 研究

文社系と理数系では、研究の性質上、研究手法が異なる。表8は、研究分野別の主な研究手法

表8 研究分野別の主な研究手法

分野	手法	手段
文社系	文献・資料収集	主にインターネットを活用
	ヒアリング・インタビュー	現地、およびオンラインで実施
	現地調査・視察	現地に赴き実施
理数系	文献・資料収集	主にインターネットを活用
	実験	研究室・実験室で実施
	現地調査・視察	現地に赴き実施

である。文社系では、文献・資料収集に加え、ヒアリング・インタビュー、現地調査・視察など研究室以外で行う作業も多い。資料については、特に1次資料の属性によってインターネットで検索・収集できないものがあり、その場合は国内外を問わず現地に赴く。ヒアリングやインタビューの場合、従来は現地に赴いて実施されるのが通常だが、今回のコロナ禍によってオンライン活用が進み、こうした手法は今後一般化する可能性がある。ただ、フィールドで現地調査や視察などを行う場合は延期となるケースが多く、研究の停滞を生じさせている。

一方、理数系では、文献・資料収集、実験など研究室で行う作業が主流であり、とりわけ実験が重要な位置を占める。研究分野によって多少の差異はあるが、実験の多くはもともと小規模で行われるので、実験室の立ち入りが全面的に禁止されない限り、文社系に比べてコロナ禍による支障はあまり出ていないのが現状である。

### c) 組織運営に係る業務

組織運営に係る教員の業務として、主に入試関連、教務関連、就職関連などの業務がある。国公・私立、組織体制・文化、ST比（教員1人あたり学生数）などによって、その内容も仕事量

表9 組織運営に係る主な業務

入試関連業務	入試検討
	入試（問題作成、面接、審査など）
	オープンキャンパス
	広報（ホームページ・パンフレット作成）
	高校訪問
教務関連業務	カリキュラム検討
	学生対応（学籍異動、トラブル処理など）
	自己点検・評価
	図書館
	国際教育
	生涯教育
	コンプライアンス・ハラスメント対応
	部活動・サークル
就職関連業務	キャリアサポート
その他	人事
	研究紀要論文
行事・イベント	入学式・卒業式
	オリエンテーション・フレッシュマンキャンプ
	FD研修
	学園祭
	防災訓練

も異なるため一概には言えないが、筆者の所属する私立大学を参照すれば、概ね表9のようになる。こうした業務は、少子高齢化の影響や既存の制度のあり方によって教員の仕事として多くの時間が割かれている。

表9の業務内容はすべてを網羅しているわけではないが、重要と思われるものを挙げた。各業務に委員会やワーキンググループが設置され、会議や打ち合わせなどをとおして日々の組織運営に教員が関与している。これらの会議・打ち合わせが対面と非対面（オンライン）のハイブリッド式で実施されるようになったのは大きな変化である。活用されたツールは、マイクロソフト社の Teams や Skype, ズームビデオコミュニケーションズ社の Zoom, グーグル社の Google Meet が主流で、その他に Facebook 社の Messenger, シスコシステム社の Webex Meetings などもある。

入試関連業務では、高校訪問の中止はいたしかたないとしても、オープンキャンパスについてはどこの大学も熱心にとり組んでいるため、多くの大学で実施された。ただ、従来は高校生の来校が基本であったが、完全オンライン化で実施した大学やオンラインと対面のハイブリッド式で開催した大学もあった。また、城西大学のように参加人数を抽選によって限定し対面で実施するケースもあった。問題は、大学入試である。従来からオンライン出願・手続きは行われているが、入試自体は筆記、面接のいずれも入試会場に足を運んでもらう対面式での実施が通常である。2021年1月実施の大学入学共通テストはソーシャル・ディスタンスを維持しながら対面の筆記試験となった。その他、学校推薦型選抜試験や今年度から新しく導入された総合型選抜試験については面接が合否を決める重要なポイントになるが、面接をオンラインで実施した大学や従来どおり対面で行った大学など対応が大学によって異なった。また、各大学独自の一般入試については、筆記試験が合否の唯一の手段であるため、現時点（2021年1月）では多くの大学でソーシャル・ディスタンスを維持しながら対面方式で実施される予定である。

教務関連業務では、時代のニーズから多くの大学が国際教育に力点を置いているが、留学関連のプログラムが軒並み中止あるいは延期となった。生涯教育については、城西大学の場合、学内に城西健康市民大学が設置されており、健康維持と学びの機会を地域の方々に提供しているが、今年度の全プログラムが中止となった。

そして、年間行事・イベントについては、対面を基本として成立しているため、やはり影響を受けた。卒業式や入学式といった大学にとって重要な行事が中止あるいは規模縮小での開催となり、その他オリエンテーションやフレッシュマンキャンプ、学園祭なども中止あるいは規模縮小での開催となった。

#### d) コロナ禍と単位制度

以上のように、高等教育機関である大学が目的を果たすべく当然として行ってきた手段において修正・変更を迫られたが、こうしたことを頭に入れつつ、今回のコロナ禍をとおしてより浮き彫りになった高等教育における制度上の課題について問題提起したいと思う。コロナ禍という有事に対して大学は従来の基本姿勢の変更を余儀なくされたが、有事に限ったことではなく、情報化社会においてすでに既存の制度における限界を露呈していると言ってもいいであろう。その一つとしてここでは単位制度に着目したい。

単位制度については、上述したように、コロナ禍によって弾力的な対応を求められたが、単位制度の課題については繰り返し議論されているところである。その主なものは、「学修時間＝単位」を基準としているが学びの成果や質を保証できないという点に集約できよう。それゆえに、中央教育審議会が2005年1月に「我が国の高等教育の将来像（答申）」、2008年3月に「学士課程教育の構築に向けて（審議のまとめ）」を公表しており、既存の「学修時間＝単位」制度をベースとした学士課程中心の制度設計を提言している<sup>(8)</sup>。

質保証という観点からも、また高度情報化、グローバル化、少子高齢化などによって大学教育をとり巻く環境が変わりつつあるという観点からも、大学の果たすべき役割を遂行するために単位制度について思い切った見直しを図る必要がある。拙稿において「コンピテンシー型学習」について触れたが（辻他 [2017] 45-46 頁）、情報技術が「学修＝単位」の概念を変える可能性があり、必要な能力を習得したかによって単位を付与する新たな選択肢があっただろう。大衆化した日本の高等教育が学びの機会を提供するのは、国内の若い特定の世代だけではない。生涯教育推進の中であらゆる世代やバックグラウンドの違う海外の人たちにもアクセスしやすい、より柔軟な制度設計を目指すべきである。そのためにも各大学は国の指示待ちではなく、自らが制度に対して働きかけるべきである。

高等教育機関である大学は、法的規制を受ける中間組織ではあるが、自律した中間組織としての大学の機能と可能性を問うのであれば、コロナ禍における経験に学びながら現代社会のニーズに合致した制度設計を法的規制内で積極的に提案し、また「制度はすべて教育的なもの」であり、「学校は、子供たちを家庭や地域から引き離し、経済と国家の大規模な構造体のなかで働く技術をあたえるもの」（ベラー他 [2009] 15 頁）であるが、その中でも教育をとおして共同善を目指す人材育成に邁進することである。

### 3.3 法曹界

法曹の世界において、その変容はどのようなものがあるか。国家作用の一翼たる司法という観点からすれば、法律によって制度の変化がなされることが原則である。制度変更が必要であれば、

立法機関たる国会において議論がされ、新たな法律、改正されるべき法律を基礎付けるだけの事実（立法事実）があって、法律が作られることに意味があるとなれば、法律が成立、施行となり、制度も変わっていく。この立法事実は社会に生起する様々な事実ということになるが、今回の新型コロナウイルスの感染拡大という事態は、まだ始まったばかりであり、スペイン風邪といった前例からみれば、複数年における事態を考えるべきところであり、感染拡大初年において、この事態を総括的にまとめることは到底無理である。しかし、現時点で起きていることが何か、それによって今直面している課題についてまとめることは、後年省みるうえで有益なところ大であると考える。以下に整理してみたい。

その際、『善い社会』において触れられている法曹界（特に司法）の内容および視点は相通じるものがある。司法は、個別の紛争における具体的事実関係に基づいて、討論に従って個別に解決される。この個別具体的紛争の解決が一つの正義を示しているというところがある。この性質を念頭に整理をしていきたい。なお、考察の対象範囲は、裁判所といった制度だけでなく、法律に関する事項において観察される事象を含む。その事象には、当事者同士の契約といった個々の場合もあれば、法テラスや弁護士会による相談窓口といった国家的制度までには至らずとも、社会において存在している対象をも含む。かかる様々な事象から、新たな芽吹きを垣間見ることができるのか、位置付けはどうなるのか、を視点として持つこととし、「法曹界」という外延が不明確な枠組みを対象とした。

#### a) 『善い社会』における「法曹」の世界

法曹界は、国家作用との関係で言えば、主に司法との関わりが強い。法曹界出身者が、例えば議員となって立法に関わることはあるが、それは他の業界においても同様であり、今回は視野の外におく。

『善い社会』では、司法に関しては、「第4章 行政・司法・立法」の「4 法に訴える」において、「わが政治体制中に一か所、共同生活の本質について掘り下げた討議を行なう場所がある。法の支配の下、裁判所のなかである。ここでは法律上の権利について、原則にもとづく討議が行なわれる。市場の利害ゲームと政治の権力行使の両方に対し、均衡を取るものだ。ただし、裁判所といえども、経済と政治の両側からの圧力を完全に免れているわけではない」と位置付けられている（ベラー他〔2009〕128頁）。そして、「現代の社会変動に対する制度的・文化的な取り組みのうち、もっとも重要なもののいくつかは、裁判所のなかより現われた。その多くは、増大する社会的な相互依存性に対処しようとするもの」であり、そしてその対処法として裁判所がとった方法は「個人の『権利』の概念を拡張するというもの」である（ベラー他〔2009〕128頁）。それには2つ方法があり、第1に「市民が享受すべきものとされる消極的権利を拡張する」やり

方であり，第2に「福祉，住宅供給，医療，学校教育，雇用における平等な待遇の積極的権利を拡張する」やり方であると整理されている（ベラー他 [2009] 128 頁）。

とはいえ，『『権利』の保護と拡張を頼みの綱としている』ために，「共同善発見の手段として，完全に有効なものだとは言いがたい」としている（ベラー他 [2009] 130 頁）。なぜなら，ベラーの説明するところによれば，第1に，例えば，労働者生活に関し，解雇を制限するというのでは，広い経済の力学にはなすすべがなく，労働者の再教育，雇用の保障といった政策を立てることも重要であるという，いびつな形での解決方法しか与えられない。第2に，権利の観点からは，すべてか無か，ということになりがちであり救済策の選択の幅が制限され，重要な問題が取り組まれずに放っておかれている。第3に，権利の抽象性ゆえに，様々な問題について手続き的正義を問う形をとらなければならず実質的な正義は二義的なものとされ，誰しも権利があるから，権利同士がぶつかると評価することができなくなってしまうとされる（ベラー他 [2009] 132 頁）。

そして，アメリカ人が共同生活をする上での根本的原則は何かについて，ベラーらは以下のように述べている。裁判所において取り組むことができるが，裁判所は自ら事実を調査する能力はないし，社会政策を立案する場所ではない。ただ，個々の事例に対して判決を下すだけである。共同善にとって最善のものを探る討論をもたらす代わりに，裁判所は，訴訟を持ち込んだ原告と被告に対して返答するだけである。アメリカの法の伝統の核心にある，個人主義的な権利の言語をもって共同善について話し合ったとしても，現代社会の鍵を握る相互依存性の本質に迫ることはできない（ベラー他 [2009] 135 頁）。

ベラーらによる上記の司法の世界の整理は，アメリカの1991年に『善い社会』が著された時期におけるものであるが，その概要は現在の日本においても同様のところが多い。第1に，裁判にお互いが主張を述べる「弁論」の手続きでは，討論の場は設定されるが，それはあくまでも個々の当事者間における紛争の解決のための，権利の存否を判断するためのものである。権利の存否の検討においては，立法機関が制定した法律における要件に，認定された具体的事実が該当するか否かを検討し，該当するとなれば，当該法律の定めた効果が生じることになる。かかる基本的構造から外れた手続きが行われた場合は，適正な司法作用とは評価されない。ここでは，新たな問題に率先して，解決策を生み出すということは全く予定されていない。かかるところが限界だと評価されても，その解決は他の作用（立法，行政）がまず行うべきであると位置付けられる。

第2に，それでも，前掲のとおり，現代の社会変動に対する制度的・文化的な取り組みのうちもっとも重要なもののいくつかは裁判所のなかから現れた。例えば日本においては，環境権といった新しい権利が登場し，憲法上の位置付けを定めたうえで，裁判において議論されるようになった。その多くは，増大する社会的な相互依存性に対処しようとするものであり，司法が本来的には予定されていないところにおいて，社会変動に対しての重要な影響を与えることがある。また，

公害訴訟は今も継続的に提起されるが、原告全員がその請求を認められるわけではないこともある。その場合、政府が制度改革をして、補償制度を充実化することによって、実質的に損害填補をすることが現実に発生している。それは、当初は具体的には予定されていなくとも、時の流れ、事態の進行に従って、社会において何らかの影響を与えたとも考えられる。かかることを契機として、立法、行政に働きかけをしていくことがある。

#### b) 法務の対応 — 解釈による対応であり迅速ではない

今回の感染拡大によって、諸活動が停滞したことで当事者間での紛争が生じたり、法律の定めにもとった手続きについて法の欠陥など支障が生じたりしたという話は、今のところ聞かれない。しかし、いくつかの事例から明らかなのは、「法の解釈による対応」が行われているということである。

第1に、当事者間での紛争においては、例えば、売買契約を結んだものの、緊急事態宣言発令により商品の生産活動ができなくなり期日までに納品が間に合わなかったとか、あるいは経済活動の停滞により資金繰りの滞りが予想され、今後、事業所の賃料の支払いが滞る蓋然性が高いという相談は、多くの弁護士が経験していることだと思われる。

ここで、売買契約で商品が納期に間に合わないという場合、損害賠償の請求をされるなどの可能性があるが、「不可抗力」による場合は、前記請求等を拒めるとされている<sup>9)</sup>。結局、今回の新型コロナウイルスの感染拡大が不可抗力に「該当する」のか否か、つまり「不可抗力」なる要件に該当するかどうかという解釈問題に行き着く。この点について、当事者間で見解が異なることがあれば、解決を裁判所にゆだねる必要がでてこよう。何をもちて不可抗力とするかについては、どれだけ予測が可能で、対応策が可能か、生産ができなかった期間や在庫でどこまで対応できたかなど、諸々の事情を総合して判断されることになり、今回のような「天災」という語に違和感を覚えない事態が生じて、果たして不可抗力といえるかは議論の余地がある。そして、見解が異なる具体的な当事者が、その紛争の解決のために、裁判所に訴訟等の具体的な紛争の形態の申し出を行って初めて裁判所の判断がなされる。かつ、かかる具体的な紛争においても、必ず判断がなされるわけではなく、当事者間が和解をすることによって当該紛争の判断がなされないこともあり、解釈によって判断される可能性といっても、結局、なされないこともあるというのが実際である。それでも、判断される場合もあり、その場合には、報道等もされるであろうし、法曹界においては情報がいきわたることにもなり、新しい事例が一つ加わったとされる。こうした形で、社会に影響を与える場合もある。

第2に、2020年の株主総会の開催状況について概観する。日本の場合、6月末は、例年、株主総会の多くが開催されるが、2020年はその開催手続きが大きく変わり、株主に対しては感染予

防のために総会に出席をしないでほしいといった要請や、会場の収容人数を制限し、予定人数を超えた場合は入場ができない場合があると事前に告知したケースもあらわれた。

今回、2020年4月28日更新の経済産業省＝法務省「株主総会運営に関するQ & A」のQ2では、以下の文章が公表された。「新型コロナウイルスの感染拡大防止に必要な対応をとるために、やむを得ないと判断される場合には、合理的な範囲において、自社会議室を活用するなど、例年より会場の規模を縮小することや、会場に入場できる株主の人数を制限することも、可能と考えます。現下の状況においては、その結果として、設定した会場に株主が出席していなくても、株主総会を開催することは可能と考えます。」この公表によって、多くの株式会社は招集通知上に、株主に来場自粛を求めること等を記載することで対応している。実際、株主の参加は、例年よりも極端に少ないことが見込まれている。株式会社は誰のために存在するかという問題に関し、それは株主のためだという有力な立場があり、さらにはIRとしての役割も認めていくべきだとの見解も主張される。この立場や見解から、より多くの株主の参加が前提とされるべき株主総会が、逆に、株主に対して参加自粛を要請することになったことを、うまく説明できるのかという議論もあり、株主総会について新たな意味付けの検討を促進する機運となりうる。また、株主総会の開催については、現行法では純粹にバーチャルで行うことはできないとされていたが、今回はリアルな株主総会が開催されると同時にバーチャルの利用をするという開催が複数なされた。かかるハイブリッド開催は可能とされてはいたが、実際利用されたことにより、今後は純粹なバーチャル開催も可能にするかどうか議論されていく可能性がある。そこでは、株主総会の前記位置付けがどのように変わるかという論点について、今回のコロナ禍は影響を与える可能性がある。

第3に、法律関係書籍に関する出版状況を見ると、2020年6月には論点横断的な新型コロナウイルス感染症対策関連書籍が出版された。また、法律雑誌においても、法実務に関する連載が始まっている。例えば、有斐閣で出版されている月刊誌「ジュリスト」では、7月号から11月号にかけてパンデミックと法実務と題する連載がなされた。扱われたテーマは、CSRとソフトウェア、不動産賃貸借、株主総会、テレワーク（仕事と生活の混在と分離）、休業と労働法、M & A取引（買主による機械主義的な取引中止に伴う弊害の抑止）、事情変更と契約の改訂、租税分野の対応等、パンデミックと貸出金融機関、コロナ禍による倒産実務への影響と対応、であった。

そして中央経済社からは、6月に『新型コロナウイルス影響下の法務対応』が出版され、企業法務全般、契約業務・不可抗力条項、株主総会対応、取締役会・監査役会等・指名委員会・報酬委員会、個人情報保護、債権回収・与信管理、労務、民事訴訟、コンプライアンスといったテーマが取り扱われた（中央経済社編 [2020]）。

さらに、同社が出版している月刊誌「ビジネス法務」の9月号では、『『新型コロナ』法務の最新論点』という特集がされた。扱われたテーマは、With/After コロナにおける法務部長の心得、

未履行契約の後処理と条項見直しの視点、日・英契約書における「不可抗力条項」改正のポイント、取引先からの支払猶予等の要請への対応実務、取引先の倒産に関する法務対応の検討、中国「企業破産法」の仕組みと実務、「新しい生活様式」に対応した企業体制の整備、「従業員シェアリング」活用に関する法的課題、新型コロナ対策としての営業自粛と店舗家賃となっている。

単行本としても商事法務から経営法友会編の『新型コロナ危機下の企業法務部門』が出版された。その他諸々の書籍類が発刊されるに至っている。こうしてみると、数カ月といった短期間のうちに、こまかな実務的論点にわたるようなテーマ設定がされた解説がなされるに至っている。

そして第4に、法律相談では、感染対策をしたうえで、時間を限定する形で相談に臨んでいる。法テラスでは、緊急事態宣言下で中止していた法律相談は、面接相談も再開したが、体調が悪い場合のキャンセル連絡、マスク着用・手指消毒、非接触型体温計による体温測定、感染拡大防止にともなう確認事項のアンケートの提出、喚気（プライバシーに留意）をして相談室の一部を開けた状態での相談体制をとっている。そして、政府、地方公共団体が出してきた様々な給付金関係の情報を常にアップデートし、相談者に情報提供されている。かかる状況は、例えば東京弁護士会の相談といった弁護士会における相談においても同様な体制となっている。

法律事務所における相談体制は、各法律事務所に原則は任されている。なお、日本弁護士連合会は2020年8月27日付で「法律事務所における新型コロナウイルス感染拡大予防対策ガイドライン」を発表しているが、ここで業務面での対応として、いわゆる「三密」を避ける、マスク・フェイスシールド等の着用徹底、手洗い・手指消毒、不特定の者が触れる箇所等の消毒、メール・電話・オンライン会議の活用、対面時の人数制限・メール等での事前準備・向かい合い配置を避ける・喚気、懇親会・会食を控えること等が提言されている。この側面では、一般的に事務所で仕事をする際における注意事項について提言がされていて、法律相談だからといった特色が認められるわけではないと考えられる。

以上、法務の対応に関して、契約の解釈、株主総会の運用、法律関係書籍等の出版、法律相談の活動について整理を試みたが、いずれの局面にせよ、今までの法律の存在を前提にして、法の解釈をどこまで認められるかという観点からの解釈論として論じられることが多く、根本的な制度変更ではない。そして、解釈の変更もあくまでも個別具体的事件が念頭におかれている。社会一般、従前の解釈一般に対して影響を与える可能性はあるが、どのようになっていくかは、今のところははっきりしていない。この点、例えばドイツにおいては、今回の新型コロナ禍に対して給付に関する立法が速やかになされている。かかる対応は日本においては、考えにくいところである。今後この点については、感染症法等の改正の議論が国会でなされる可能性が日本でもあるかもしれない。現時点では時期的に総理大臣の交代や、国会が閉会しているといったところもあり、先行きは不透明である。

なお、現在、強制的な休業を求める際には、補償を行うという議論が多く支持を得ているようになっている。ただ、「諸外国のように罰則による強制力を伴う休業命令を出すことが可能である場合は、罰則の十分さはそのエンフォースメントの確実性の問題はあるとしても、事業者のインセンティブとの関係では、休業による損失を公的資金により補償する必要は少ないといえることができる。また、負の外部性を発生させている主体に対して規制を課すことは、それが受忍限度を超えるものでない限り、私有財産の公共収容に対する補償を要求する憲法 29 条 3 項の対象にはならないとされている」（後藤 [2020] 48 頁）とされていて、この点、感染者に対する規制が受忍限度を超えなければ補償は要さないというのが従前の解釈であったと考えられる。ここで、仮に休業要請に補償を伴うものとし立法が成立した場合、従来の考え方が変わったかどうか議論がされることになる。

### c) 裁判手続きにおける対応

緊急事態宣言が全国規模において発令された結果として、全国の裁判所において急を要する手続き以外は機能を中止した。裁判所に係属されていた民事事件等は多くが開催の期日が取り消された。その期日が再指定される手続きに入ったのは、緊急事態宣言解除後であった。

法廷は公開が原則とされ、傍聴席が用意されている。その傍聴席を全て使用できるわけではなく、使用できない表示が付されていて密集して座わらないように配慮されている。裁判所にもよるが、期日が通常とおり指定できないところもある。使用する場所が限られていることが影響していると思われる。非公開が原則の調停では、外枠を段ボールで作られ、ビニールを張ったものが置かれて、複数人の人が同席しても飛沫をできるだけ浴びない工夫が施されている。裁判所内の執務室では、少なくとも書記官室の受付のところには、大きなビニールが張られて、下の部分が空いた形となっている。書記官の机にはところどころ、前記のような外枠段ボールのものが置かれている。段ボールを見ると、あくまでも臨時的対応のように見えるが、その段ボールが、擦れて倒れ掛かっていたり、ビニールもたわみがすでに生じていたりしている。また、ビニールの使い方は、担当部によっていろいろあり、統一的な仕様があるようではなさそうである。

下記で述べるところは筆者の感想であるが、印象として新件期日が入るのはかなり遅くなっている。「迅速な裁判を」と言われてはいるが、逆行したところもあり、それがいつ解消されることになるか、明確な見通しが出ているわけでもない。迅速な裁判という点については、従前から批判が大きかった。その一因として、裁判所に出頭しなければいけないのか、書面を出さなければいけないのか、という観点から、裁判の IT 化の要請ということは強く求められていた。他諸国と比較しても、遅れは明らかである。その状況に対して、国においても未来投資戦略 2018（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）において、「裁判手続等の IT 化の推進」が求められていたところ

であり、実際2020年2月から一部裁判所において「ウェブ会議等を活用した争点整理」の運用が開始されることとなった。

IT化の推進においては、e提出（主張・証拠のオンライン提出に一本化、手数料の電子納付・電子決済、訴訟記録を電子記録に一本化）、e事件管理（主張・証拠への随時オンラインアクセス、裁判期日をオンラインで調整、本人代理人が期日・進行計画を確認）、e法廷（ウェブ会議・テレビ会議の導入・拡大、口頭弁論期日（第1回期日等）の見直し、争点整理段階におけるITツールの活用）といった柱から成り立っているが、今回の争点整理はその一部でしかない。しかし、端緒についたことは確かである。それが、「Teams」を利用した争点整理手続きであった。これは法律の改正を要さず現行法下で新たな環境整備により実現可能となるものとされている。

このような迅速化における対応策はあるものの、今回の新型コロナウイルスの感染拡大により、何かが予定より促進されたというものは、明確な文書では明らかにはされていないのが現在の状況である。

以上、現在裁判所での手続きといった限られた範囲であるが、整理をした。現在、裁判所の状況は、立て直しを図っているが、複数の部分が「従前のような状態」になっているとはいえないと感じている。また巷に言われているようなニューノーマルを目指しているような具体策は今のところなく、すでに起きていたIT化への運用の範囲で行われている。弁論期日（法廷内において、当事者（代理人）が主張を述べ進行を決める手続き）では、関係者がマスクをするなど、感染拡大予防策をとっている中で、期日がなかなか入らず、遅い裁判がますます遅くなってきたとの感が否めない。その他は、傍聴者が少ないことを除けば、従前と同じである。上記の「裁判手続等のIT化の推進」が促進されたということが認められたという事態は把握できない。

**d) 「現代の社会変動に対する制度的・文化的な取り組みのうち、もっとも重要なもののいくつかは、裁判所のなかより現われた」のか**

上述のように、いくつか新型コロナウイルスの感染拡大に関して発生している事象を、法曹の観点から取り上げた。ここで、a) でベラーが述べたような「現代の社会変動に対する制度的・文化的な取り組みのうち、もっとも重要なもののいくつかは、裁判所のなかより現われた」（ベラー他 [2009] 128頁）事象があるかといえば、今のところは顕著には確認できなかった。法務の部門においても、通常の運用の中で行われているところであるし、裁判手続きは迅速という観点から考えれば後退ないしは停滞していると評価するしかなく促進しているところは見当たらない。ただ、このことは、法的安定性があるという側面からは肯定的に評価しうる余地がある。進行は遅いが、当事者が予想しうる「ただしいもの」（これは「共同善」の重要な一属性である）を従前の手続きに従えば、到達する可能性は保証されているからである。急激な社会の変化の中

にも、そのような安定性があることが、社会の安定性にも（わずかかもしれないが）資している。

かつ、具体的・個別的な判断が基底にあるから、形式的には同一的な事案であっても、個別具体的事情を総合評価して、効果が異なることもありえる。法哲学者の桜井徹の言葉を引用すると、「星野英一はエポックメイキングな論文『いわゆる「権利能力なき社団」について』（初出 1967 年）において、社会における団体を社团的団体と組合的団体へと安易に類型化することを戒めつつ、むしろ現実の団体は社团的団体から組合的団体に至るまで無限のグラデーションをもって連続しているから、社団法人に関する諸規定の適用いかんは、個々の団体について個別具体的に判断するのが妥当だと主張した」（桜井 [2018] 48 頁）とあるように、個別具体的判断の過程により、様々な団体の位置付けがなされる余地がある。そのような微細な部分を拾い上げることが法曹は可能なのである。その観点から、新たな法解釈が生じる契機にはなっていることは確かである。

そして、法律は制度化の一つの大きな局面であろう。他国と比べれば、まだまだであるが、日本においても新型コロナウイルス感染拡大を契機に立法がなされる可能性がある。条例ベースであるが、東京都において、罰則付きの条例作成の機運が生じている。その前提として法曹界においても個別具体的事象の集積、分析をして説得力ある提言をしていくことが期待される。かかる行動から生まれてくるのが現代社会変動の大きなものになっていくのか注視したい。

#### 4. おわりに

本稿は、まず『善い社会』における論点を参照しながら従来のわれわれの議論を整理し、そして「中間組織」「公共性」「制度」の3つのキーワードを念頭に置きつつ、筆者らがそれぞれに所属しているテレビ放送局、高等教育機関、法曹界の3つのケースをとおして、今回のコロナ禍の対応やコロナ禍によって浮き彫りにされた課題などについて議論した。

テレビ局を含む放送事業者は、日本の民主主義社会の発展に資する中間組織として、公共性の高い事業運営を行っている。その根拠は放送法をはじめとする放送関連の法制度にあり、こうした制度を支えているのが、民間放送の場合、主にテレビ広告費などの収入である。しかし、本稿の第3節1項で詳述したように、今回のコロナ禍によるインターネット利用の活発化はすでに減少傾向にあったテレビ広告費にさらなる負の追い打ちをかけ、高い公共性を持つ中間組織としての機能保持に影響を与えつつある。これは放送事業者にとっても日本社会にとっても憂慮すべき問題である。また、コロナ禍による顕著な変化として、コンテンツ、メディア、プラットフォームの融合が挙げられる。この融合を放送事業のあり方を改めて問い直しつつ、今後どのような制度設計でもって規律するかについての議論がより深まっていくであろう。

ベラーらの言うところの、現代社会で影響力を持つ文化的制度の一つである大衆化した高等教育機関は、教育と研究をとおして社会の共同善に貢献することを、日本では法律が定めている。よって、教育機関も公共性の高い中間組織である。産業社会の影響を受けて「大衆化した」とは言え、高等教育機関は国の法制度の下に運営されており、2006年の教育基本法改正以降、トップダウン方式がより強固となった。しかし、今回のコロナ禍は早急の対応を教育現場に迫るものであり、既存の制度を柔軟に捉えることによってかなりの状況判断が各教育現場に委ねられた。その中で注目した制度が「学修時間＝単位」である。「学修時間＝単位」制度は、教員と生徒が時間と空間を共有する対面方式の教育を基本としているため、コロナ禍では直接に影響を受けた。大学では、情報技術に支えられながら休校せずに授業を継続できたが、グローバルな情報化社会の中で、また多様化・多元化する社会の中で学習成果を時間で測る「学修時間＝単位」制度のみでは人々のニーズに対応できないものとなってきており、今回のような不測の事態がいつ起こるかわからない不透明な時代においても限界がある。

裁判所は「共同生活の本質について掘り下げた討議を行なう場所」（ベラー他 [2009] 128頁）であり、裁判所をはじめ司法と関わりが深い法曹界は、日本においてもベラーらの主張と共通するところがある。法曹界ではコロナ禍によって顕著な制度変更はないが、有事に対して個別ケースでの「法の解釈による対応」が第3節3項で挙げた売買契約などの当事者間紛争や株主総会の開催など多くの場面で見られると同時に、法律関連の書籍でも見られる。裁判手続きについては、緊急事態宣言後に急を要する手続き以外は機能を停止し、宣言解除後に再開されたものについては問題解決の手段（法廷や調停）によってコロナ禍対策が行われた。昨今「迅速な裁判」が希求されているものの、今回のコロナ禍によって足踏み状態になった感は否めないが、有事の中でも法的安定性の維持は社会の安定にとって重要である。そして、「社会変動に対する重要な制度的・文化的取り組みが裁判所において現われた」ことについては、このたびの新型コロナウイルス感染拡大をきっかけに立法がなされる可能性があり、その際、法曹界での個別具体的事例の集積や分析をとおして有意味な提言をしていく必要があるだろう。

本稿では、制度変化の外的要因の典型例の一つである人間の生命・身体を即時的・全世界的に脅かすパンデミックとして、新型コロナウイルス感染拡大という事象を契機に、何が変わって何が変わらなかったについて、その検討対象を、ベラーが現代社会でもっとも影響力のある文化的制度としたテレビを含む放送、そして大衆化した高等教育を選び、さらに社会の基礎的制度和考えられる法律に関わる世界をも考察してきた。

その結果、確かに変化したところ、変化していないところを把握することはできた。ただ、変化といった場合、加速度（ベクトル）、すなわち変化の度合いと方向という点については議論の余地がある。執筆時点では新型コロナウイルス感染拡大のさなかであり、欧州では再びロックダ

ウンがなされ、日本において政府の経済支援策をほぼ維持しながらも飲食を伴う店舗の営業の短縮を地域限定で再び始めたところであり、加速度を検討することは難しい。しかし、それぞれの変化の過程は、場当たりの行われているにすぎないという評価をせざるを得ない。そして、テレビ局の経営悪化の問題や高等教育における単位の問題など、変化の方向性は見た目にはプラスの方向に働いているとは思われず、悪化への促進剤の効果を持つのではないかと、感染の指数関数的拡大を見習って急激な悪化に向かうのではないかと、という可能性も否定できない。そこで待っているのは、「善い社会」の方向に向かうのかどうかはわからない。

場当たりのものであれ、その動力源は、日本であれば、今日の日本における民主政（国民主権に基づく憲法にて構成された統治の制度に基づく政治）ということであろう。その結果が、芳しい方向ではなく、かつ悪化への進行度が高まりでもすれば、何らかの抜本的变化が生じる可能性もあるだろう。ところが、その変化の結果が、正統性のあるもの、正当な手続きを国民の意思が現れたものとしての成果として、多くの国民の支持を得ることになる可能性も否定できない。前述のベラーの「制度」の定義において説明された「民主的参加の拡大と制度の説明責任の拡大、個人や集団の搾取的構造を和らげ、誰もが社会の善に参与できるような共存共栄の関係、および世界の平和」（ベラー他 [2009] 7頁）ということを満たした制度であれば、今は悪化かもしれないが、将来は「善い」方向に向かう可能性もある。一方で、ベラーが言う、多様性の大きな広がり前提というものがあるのが今日の日本にあるのかは疑わしく、むしろ、かかる民主的参加を前提にした制度というものの機能不全を説いて、別の政治体制を説くような言説の可能性もでてきたのではないだろうか。その方向に仮に進んだ際、それでも体制の変革を決断する際の体制は民主政であり、それは「国民」が選んだのであり、そこでは新たな「公共性」概念のもと社会は進むことになる。そのような変化を冷静に「国民」が判断しなければならないし、そこでの変化の結果は「国民」が引き受けなければならない。

あくまでも私見であるが、今日、社会に大きな影響を与えているパンデミックは社会に混沌をもたらしたが、「国民」といった用語の内容にも加速度をもって大きな混沌をもたらしているのかもしれない。そこに「善い社会」が存在しているのか、目をつぶって前に進むしかないのか、不確実性は残しつつも、少なくとも状況の客観的把握を怠らないことの重要性を改めて思い知らされる。

最後に、社会は多様な要素から構成されており、各要素において多様な中間組織が存在し、その数だけ異種の制度がある。社会構造が変化すれば制度も変容するが、その間には時間差がある。情報技術の進展の上に、今回の新型コロナウイルス感染症の世界規模での拡大という有事が重なることで、制度疲労ゆえの中間組織の機能不全の問題がより加速化し可視化されたように思われる。

本稿でとり上げたケースからも見られるように、情報化社会が抱える問題に制度の側面から解を見出すには、『善い社会』が著された理由にもなっているように、「異種の制度のあいだに活発な対話を生み出すこと、そしてそれを可能にする実践理性（すなわち道徳的理性）を培うこと」（ベラー他 [2009] 309 頁）が肝要である。ベラーらが提言しているように、制度設計における民主的な参加を実現するためには「社会の制度的な多様性を利用する」という視点は重要である。例えば「経済の制度は、教育の制度をビジネスとして解釈する」ように、「制度は、他の制度の手段と目的を、自己の固有の論理に翻訳」（ベラー他 [2009] 308 頁）することができる。

制度設計は、権力や富を持った一部の人間たちによる議論の上ではなく、公共性を持つ中間組織を介した活発な討議の上に成り立つものである。加えて、現代社会は、個人レベルでの理解や行為が及ばないほど「大きな社会」である。この社会で民主主義を実現するためには、社会における個人の役割が見えやすく、個人の社会への参加度が相対的に高い「小さな社会」がうまく機能することが大切である。つまり、「小さな社会」である中間組織の役割がより一層重要な存在になると考える。今日の民主的政治の基本原則となっている三権分立の思想を説いたモンテスキューが「君主政体の本性ととの関係における法律について」（第2編第4章）において、貴族や宗教団体といった中間的諸権力が王政の専制化を妨げると述べたように（モンテスキュー [1989] 64-67 頁）、国家と個人の間にある中間組織の存在は、国家の専制化を回避する一つ的手段となり得る。言い方を換えれば、中間組織が排除され個人が孤立した社会は、いつの時代にも専制にとって都合のよい環境を用意する。

〔文責：「第1節、2節、3節2項、4節」辻（智）、「第3節1項」辻（俊）、「第3節3項、4節」渡辺〕

#### 《注》

- (1) ヴェブレンをとり上げた背景については拙稿（辻他 [2019] [2020]）を参照。
- (2) 法律の下にある、政府による「政令」「省令」「告示・訓令・通達」、および地方自治体による「条例」「規則」についても同様であり、トップダウン方式で現場に降りてくる。
- (3) 功利的個人主義に言い換えることができる。経済的な出世や私的な満足から人生を理解したり評価したりする価値観、習慣のことである。この点についてベラーらは、『心の習慣』（ベラー他、島園進、中村圭志訳、みすず書房、1991年）において詳細に議論している。ベラーらは、「善い社会」を築くには個人の道徳的基礎をロック的個人主義ではなく、聖書の伝統あるいは市民的・共和主義的伝統に拠らなければならないとしている。
- (4) 産業社会の到来による経済的豊かさの実現は教育の普及を促し、多くの人びとに教育を受ける機会を広げた。これを教育の大衆化とも言うが、ここでの大衆化への批判は、高等教育機関におけるビジネス化であり、産業社会に適した人材育成のための画一的、同質的な教育のことを意味している。
- (5) 教育の公共性については、時代背景や国・地域の特性、研究者の視点などによって多様な議論が交

わされており、一つの大きなテーマとなっている。法律等による国の指導という意味の「国家的な公共性」とそこから切り離れた下からの「市民的な公共性」の二項対立的な議論が軸となっているが、「公共性」や「公共圏」をいかに理解するかが重要な鍵となる（これについては成嶋 [1993]、齋藤 [2000]、森 [2003]、穂山 [2018] など多数の先行研究がある）。

- (6) 筆者が勤務する学校法人城西大学では、理事長が大正製薬(株)取締役会長の上原明氏であり、こうしたビジネスに従事している人物が大学の理事長、あるいは学長に就任するケースは珍しくない（例えば、学校法人明治大学では2016年に野村ホールディングス副社長を務めた柳谷孝氏が理事長に就任、学校法人佐野学園の神田外国語大学では2018年に三菱商事(株)代表取締役副社長を務めた宮内孝久氏が学長に就任）。また、本来教員の任務に含まれないオープンキャンパスや高校訪問などの入試に係る事務的業務を教員が行うケースは多くあり、授業料と国からの補助金で組織運営を行う私立大学が定員割れを防ぐために懸命に努力していること自体に大学のビジネス化を看取でき、それを正当化する根拠になっている。
- (7) これについては、文部科学省高等教育局大学振興課「学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ&A等の送付について（5月22日時点）」の「問19」（12頁）にも明示されている。
- (8) 例えば、2005年1月「我が国の高等教育の将来像（答申）」の「第3章 新時代における高等教育機関の在り方」における「カリキュラム、単位、年限」には、次のような説明がある。「単位の考え方について、国は、基準上と実態上の違い、単位制度の実質化（単位制度の趣旨に沿った十分な学習量の確保）や学修時間の考え方と修業年限の問題等を改めて整理した上で、課程中心の制度設計をする必要がある。」（中央教育審議会、平成17年1月28日）。
- (9) 金銭債務の特則である民法419条3項に「第1項の損害賠償については、債務者は、不可抗力をもって抗弁とすることができない」とあり、金銭債務の履行遅滞につき債務者は不可抗力をもって抗弁とすることができない旨を規定しており、その反対解釈として、金銭債務以外の債務の履行遅滞においては不可抗力をもって抗弁となしうることは明らかであるとされている（奥田他 [2020] 158頁）。

#### 参考文献

- 穂山守夫 [2018] 「教育の公共性」城西大学教職課程センター『城西大学教職課程センター紀要』第2号、2018年3月、51-63頁。
- 足立照嘉 [2020] 『3分ハッキング：サイバー攻撃から身を守る知識』かんき出版。
- 石川博康 [2020] 「パンデミックによる事情変更と契約の改訂」『ジュリスト』2020年10月号、有斐閣、50頁。
- 一般財団法人アジア・パシフィック・イニシアティブ [2020] 『新型コロナ対応・民間臨時調査会 調査・検証報告書』ディスカヴァー・トゥエンティワン。
- 上田裕康 [2020] 「今、検討すべき『新型コロナ』法務の最新論点」『ビジネス法務』Vol.20, No.9, 2020年7月、中央経済社。
- ヴェブレン、村井章子訳 [2016] 『有閑階級の理論』筑摩書房（Veblen, T., *The Theory of the Leisure Class: An Economic Study in the Evolution of Institutions*, The Macmillan Company, 1899）。
- 内田貴 [2020] 『債権総論担保物件法』（第4版）東京大学出版会。
- 奥田昌道、佐々木茂美 [2020] 『新版債権総論』判例タイムズ社。
- カミュ、宮崎嶺雄訳 [1969] 『ペスト』新潮社（Camus, A., *Le Peste*, Paris: Gallimard, 1947）。
- 木村順吾 [1999] 『情報政策法：ネットワーク社会の現状と課題』東洋経済新報社。
- 後藤元 [2020] 「パンデミックにおけるCSRとソフトロー」『ジュリスト』2020年7月号、有斐閣、48頁。

- 齋藤純一 [2000]『公共性』岩波書店。
- 桜井徹 [2018]「テーマ2 人格概念の法思想的淵源とその変容」井上達夫編『現代法哲学講義』（第2版），信山社出版。
- 宍戸常寿，大家雄裕，小塚壮一郎，佐藤一郎編著 [2020]『AIと社会と法：パラダイムシフトは起きるか？』有斐閣。
- 清水直樹 [2016]「放送番組の規制の在り方についての議論：放送法における番組編集準則の法規範性を中心に」国立国会図書館調査及び立法考査局『レファレンス』789号，2016年10月20日，77-100頁。
- 総務省 [2020a]『情報通信白書』（令和元年度）総務省。
- ソルニット，高月園子訳 [2010]『災害ユートピア：なぜそのとき特別な共同体が立ち上がるのか』亜紀書房（Solnit, R., *A Paradise Built in Hell: The Extraordinary Communities That Arise in Disaster*, New York: Viking, 2009）。
- 高橋浩一郎，原由美子 [2020]『『新型コロナウイルス』はどのように伝えられたか：テレビとソーシャルメディアの連関の中で【第1部】データで総覧する報道と投稿の200日』NHK放送文化研究所『放送研究と調査』第70巻第12号，2020年12月，2-35頁。
- 中央経済社編 [2020]『新型コロナウイルス影響下の法務対応』中央経済社。
- 辻智佐子，辻俊一，渡辺昇一 [2020]「19世紀末から1920年代におけるアメリカの経済と教育の制度設計に関する一考察」城西大学経営学部『城西大学経営紀要』第16号，2020年3月，117-144頁。
- 辻智佐子，辻俊一，渡辺昇一 [2019]「ヴェブレンの制度論と高等教育」城西大学経営学部『城西大学経営紀要』第15号，2019年3月，27-52頁。
- 辻智佐子，辻俊一，渡辺昇一 [2017]「情報化社会の学校教育における制度設計の現状と課題」城西大学経営学部『城西大学経営紀要』第13号，2017年3月，19-49頁。
- 辻智佐子，辻俊一，渡辺昇一 [2015]「個人情報をめぐる制度設計の検討プロセスに関する考察」城西大学経営学部『城西大学経営紀要』第11号，2015年3月，45-73頁。
- 辻智佐子，辻俊一，渡辺昇一 [2011]「インターネット・コミュニケーションにおける公共性に関する一考察」城西大学経営学部『城西大学経営紀要』第7号，2011年3月，33-50頁。
- 辻智佐子，辻俊一，渡辺昇一 [2010]『『東芝問題』の再検討：ここ10年におけるインターネット上の紛争と法的対応について』城西大学経営学部『城西大学経営紀要』第6号，2010年3月，53-85頁。
- 辻智佐子，辻俊一，渡辺昇一 [2009]「情報化社会とコミュニケーション」城西大学経営学部『城西大学経営紀要』第5号，2009年3月，47-72頁。
- 辻智佐子，辻俊一，渡辺昇一 [2006]「情報化社会の社会構造」城西大学経営学部『城西大学経営紀要』第2号，2006年3月，69-94頁。
- ドラッカー，上田惇生訳 [2008]『傍観者の時代』ダイヤモンド社（Drucker, P. F., *Adventures of a Bystander*, New York: Harper & Row, 1979）。
- 中田裕康 [2020]『債権総論』（第4版）岩波書店。
- 成嶋隆 [1993]「教育の公共性：憲法学の観点から」『教育の公共性と教育への権利』日本教育法学会年報第22号，1993年3月，有斐閣，51-61頁。
- バートレット，秋山勝訳 [2020]『操られる民主主義：デジタル・テクノロジーはいかにして社会を破壊するか』草思社（Bartlett, Jamie, *The People vs Tech: How the internet is killing democracy (and how we save it)*, Ebury Press, 2018）。
- 林秀弥 [2020]「日本放送協会（NHK）の放送番組の常時同時配信について」名古屋大学『法制論集』286号，2020年7月，265-276頁。
- ベラー他，中村圭志訳 [2009]『善い社会：道徳的エコロジーの制度論』みすず書房（Bellah, R. N.,

Madsen, R., Sullivan, W. M., Swidler, A. and Tipton, S. M., *The Good Society*, Alfred A. Knopf Inc.: New York, 1991)。

森英樹編 [2003] 『市民的公共圏形成の可能性：比較憲法的研究をふまえて』 日本評論社。

モンテスキュー, 野田良之他訳 [1989] 『法の精神』 上巻, 岩波書店 (原著は Charles Louis de Secondat, Baron de la Brède et de Montesquieu, *De l'Esprit des Loïs*, 1748)。

山崎雄一郎他 [2020] 「特集・いよいよ始まる裁判手続の IT 化」 東京弁護士会 『リブラ』 第 20 巻第 1 号, 2020 年 1 月, 4-19 頁。

## URL

Innovation Nippon [2020] 「2019 報告書『日本におけるフェイクニュースの実態と対処策』」, 2020 年 10 月 12 日

(<http://www.innovation-nippon.jp/?p=815>)。

MMD 研究所 [2020] 「2020 年フェイクニュースに関する意識調査」, 2020 年 9 月

([https://mmdlabo.jp/investigation/detail\\_1889.html](https://mmdlabo.jp/investigation/detail_1889.html))。

厚生労働省 [2020] 「新型コロナウイルス感染症に起因する雇用への影響に関する情報について」 (9 月 25 日現在集計分)

(<https://www.nri.com/jp/keyword/proposal/20200527>)。

境治 [2020] 「日テレとテレ朝, 明暗を分ける決算のある数字: 「量から質」 への広告のターニングポイントがきた」 『東洋経済オンライン』, 2020 年 8 月 14 日

(<https://toyokeizai.net/articles/-/368876>)。

首相官邸 HP [2018] 「裁判手続等の IT 化検討会」

(<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/saiban/index.html>)。

総務省 [2020b] 「プラットフォームサービスに関する研究会 (第 21 回) 配布資料『今後の検討の進め方について (案)』」, 2020 年 11 月 5 日

([https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000715285.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000715285.pdf))。

総務省 [2019] 「令和元年度民間放送事業者の収支状況」

([https://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01ryutsu09\\_02000262.html](https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu09_02000262.html))。

電通 [2019] 「2019 年日本の広告費」

(<https://www.dentsu.co.jp/news/release/2020/0311-010027.html>)

([https://www.dentsu.co.jp/knowledge/ad\\_cost/](https://www.dentsu.co.jp/knowledge/ad_cost/))。

内閣府 [2020] 「国民経済計算」

(<https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/menu.html>)。

日本経済新聞 [2020a] 「地銀再編へ補助金 政府, システム統合費用を支援」, 2020 年 11 月 12 日

(<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO66142930S0A111C2MM8000/>)。

日本経済新聞 [2020b] 「巨大 IT に風圧一段と Facebook など 11 月も公聴会」, 2020 年 10 月 24 日

([https://www.nikkei.com/article/DGXMZ065431910U0A021C2EA2000/?n\\_cid=NMAIL006\\_20201025\\_A](https://www.nikkei.com/article/DGXMZ065431910U0A021C2EA2000/?n_cid=NMAIL006_20201025_A))。

日本経済新聞 [2020c] 「新たな『独占』, 巨大 IT にメス 独禁法の常識覆す 法学者 リナ・カーン」, 2020 年 9 月 22 日

(<https://r.nikkei.com/article/DGXMZ063847570V10C20A9TL3000?disablepcview=&s=4>)。

日本経済新聞 [2020d] 「マイクロソフト CEO 『2 年分の変革が 2 カ月で』」, 2020 年 4 月 30 日

([https://www.nikkei.com/article/DGXLASFL30H43\\_Q0A430C2000000/](https://www.nikkei.com/article/DGXLASFL30H43_Q0A430C2000000/))

東京商工リサーチ [2020] 「第 6 回新型コロナウイルスに関するアンケート調査」, 2020 年 7 月 14 日

([https://img03.en25.com/Web/TSR/%7B87991d73-6466-4cbd-8071-07b5a5428ce4%7D\\_20200714\\_T](https://img03.en25.com/Web/TSR/%7B87991d73-6466-4cbd-8071-07b5a5428ce4%7D_20200714_T)

SRsurvey\_CoronaVirus.pdf)。

野村総合研究所 [2020a] 「新型コロナウイルス感染拡大で生活におけるデジタル活用が急進展：『デジタル包摂』が急務」, 2020年5月27日

(<https://www.nri.com/jp/keyword/proposal/20200527>)。

野村総合研究所 [2020b] 「テレビ放送の役割変化：情報源としての位置づけ低下と家族メディアとしての回帰～新型コロナウイルス感染拡大による消費者の行動変容がICTメディア・サービス産業に及ぼすインパクトと対応策 (2)放送・メディア～」, 2020年5月20日

(<https://www.nri.com/jp/keyword/proposal/2000519/02>)。

ビデオリサーチプレスリリース [2020] 「コロナ禍で変化し続けるテレビ視聴と視聴スタイル：地域比較で見た実態とは」, 2020年6月16日

(<https://www.videor.co.jp/press/2020/200616.html>)。

BRIGHTCOVE [2020] 「2020年第2四半期 BRIGHTCOVE GLOBAL VIDEO INDEX」, 2020年8月18日

(<https://www.brightcove.com/ja/video-index>)。

みずほ情報総研株式会社経営・ITコンサルティング部 [2020] 「日本におけるフェイクニュースの実態等に関する調査研究報告書」, 2020年3月

([https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000715293.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000715293.pdf))。

APP ANNIE [2020] “Consumers spent a record \$28 billion in apps in Q3, aided by pandemic,” Oct. 8th, 2020

(<https://techcrunch.com/2020/10/08/consumers-spent-record-28-billion-in-apps-in-q3-aided-by-pandemic/>)。

United States House Committee on the Judiciary [2020] “INVESTIGATION OF COMPETITION IN DIGITAL MARKETS”

([https://judiciary.house.gov/uploadedfiles/competitoin\\_in\\_digital\\_markets.pdf](https://judiciary.house.gov/uploadedfiles/competitoin_in_digital_markets.pdf))。

The Memorandum of Intermediate Organizations, Publicness,  
and Institutions in the Information Society:  
Thinking about the Information Society in the Face of  
New Coronavirus (COVID-19) Problem in 2020

Chisako Tsuji,  
Shunichi Tsuji,  
Shoichi Watanabe

**Abstract**

This study first reviewed conventional arguments on intermediate organizations, publicness, and institutions in the information society, referring to points at issue in Robert N. Bellah et al.'s *The Good Society*, and examined future tasks. This study next investigated a) countermeasures against the 2019 novel coronavirus (COVID-19) calamity at each workplace to which the authors belonged and b) the changes in industries using intermediate organizations, publicness, and institutions as keywords because problems with the COVID-19 infection in 2020 present suitable cases for examining institutional change. Consequently, the COVID-19 calamity revealed that existing intermediate organizations became dysfunctional in their failure to respond. Although it was unclear whether the direction of various changes triggered by the COVID-19 calamity was toward the "good society," each intermediate organization must independently participate in the corresponding change in order to achieve the "good society." To realize democracy in the "big society," active dialogue among different types of institutions must be created through intermediate organizations.

**Keywords:** Information society, Intermediate organizations, Publicness, Institutions, Bellah, New coronavirus (COVID-19)